

意匠	判決年月日	令和５年１２月２１日	担当部	知財高裁第４部
	事 件 番 号	令和５年(行ケ)第１００６６号		
○ 意匠に係る物品を「瓦」とする登録意匠について、先行公知意匠に類似する意匠とはいえないとして無効審判の請求を不成立とした審決には、類否判断を誤った取消事由があるとして、審決を取り消した事例。				

(事件類型) 審決（無効）取消

(結論) 審決取消

(関連条文) 意匠法３条１項３号

(関連する権利番号) 意匠登録第１６９７５３０号、意匠登録第１６６３９３８号

(審決) 無効２０２２－８８０００１号

判 決 要 旨

１ 本件は、意匠に係る物品を「瓦」とする登録第１６９７５３０号の意匠（本件登録意匠）の無効審判請求を不成立とした審決の審決取消訴訟である。原告は、本件登録意匠はその出願前に発行された意匠公報（意匠登録第１６６３９３８号）に掲載された引用意匠に類似する（意匠法３条１項３号）と主張して無効審判を請求した。本件審決は、本件登録意匠は引用意匠に類似するとはいえないとして、請求は成り立たないとしたところ、原告が、類否判断の誤りを取消事由として、本件訴訟を提起した。

２ 本判決は、概要、以下の理由により、本件審決を取り消した。

(１) 本件登録意匠と引用意匠の基本的構成態様は、いずれも、伝統的な本葺き工法に用いられる平瓦（女瓦）と丸瓦（男瓦）を一体成型した「本葺一体瓦」と呼ばれる周知の瓦の形状である。本件登録意匠の具体的構成態様の多くも、従来の本葺一体瓦の構成態様を踏襲するものである。

(２) 本件登録意匠と引用意匠に共通する具体的構成態様として、男瓦の両側部と上部にコ字状のラインを２７０度回転して下方開口とした縦長の模様（本件コの字模様）がある。

沖縄では、本葺き工法に際し瓦の接合部を漆喰で固める方法が伝統的に用いられており、瓦の赤色と漆喰の白色のコントラストが形成する外観は「沖縄赤瓦」等と呼ばれて高く評価されていた。

本葺一体瓦の男瓦部分等に白色の模様を施して沖縄赤瓦風の外観とするアイデアと、コの字の開口を上方とした模様の意匠は公知文献に記載されているが、本件コの字模様のように開口を下方とした意匠は公知文献等には見当たらない。なお、コの字の開口を上方とした模様と下方とした模様とでは、瓦の葺き上がりの印象が異なると認められる。

(3) 需要者の重視する美観という観点からみると、瓦の中心的な需要者は瓦屋根の建築物の施主であり、そうした需要者の求める美観は、施工後の外観に係るものであるから、建築業者、販売業者等の需要者も、最終的には施工後の外観を最も重視するものと考えられる。これに対し、葺いた後に看取できない構成態様が意匠の類否判断に及ぼす影響は、相対的に小さいものとどまる。

(4) 本葺一体瓦の葺き上がりの外観においては、男瓦の連なりが屋根の勾配に沿って整然と延びる姿が豪華、重厚な印象を与え、そのような男瓦の連なりに係る形状及び模様が看者の注意を強く引く部分といえる。

そして、男瓦に付された本件コノ字模様は、葺いた後に沖縄赤瓦風の外観を創出するものであり、看者の美感に強く訴求するとともに、公知意匠には見られない引用意匠の新規な創作部分である。

したがって、本件登録意匠と引用意匠において、看者の注意を最も強く引く形態（要部）は、両者に共通する本件コノ字模様であり、その共通性こそ、類否判断に最も強い影響を及ぼすものというべきである。

(5) これに対し、本件登録意匠と引用意匠の構成態様の相違点は、それぞれ①瓦を葺いた施工後の状態からは看取できない部分、②従来の本葺一体瓦に採用されている公知の形状の範囲内の違い、又は③従前の意匠には見られなかった新規な創作部分である本件コノ字模様に係る共通点を備えた上での、当該模様の些末な違いにすぎない部分である。

(6) 以上のとおり、本件登録意匠と引用意匠の要部は、本葺一体瓦において看者の注意を強く引く男瓦の連なりに係る構成部分であり、かつ、従来の意匠に見られなかった新規の創作に係る本件コノ字模様というべきである。その共通性が両意匠の類否判断に及ぼす影響は極めて大きく、他方、両者の相違点の中には、類否判断に一定程度の影響を及ぼす点はあるものの、その影響は相対的に小さいと判断せざるを得ず、全体として評価すれば、本件登録意匠は引用意匠に類似するというべきである。

これと異なる本件審決の判断には、意匠法3条1項3号の類否判断を誤った違法がある。

以 上